

○議長(天次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
答弁を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 貴井議員さんの御質問に對してお答えいたします。

最初の財政財務の件でございますけれども、一番の基金と市債について、それから財政確立の六策の方と答弁内容が同じようなので一括になるかと思ひますけれども、よろしくひとつお願いしたいと思つてお答えいたします。

御指摘の基金及び市債については、昨年来、市の財政状況を考えるときに避けて通ることのないやうな重要な要素であると考えられております。中でも福生市土地開発公社が有するところの潜在負債ともいへば金融機関からの借入れである借入金等の措置に苦慮しているところでございます。このまま放置しておきますことは、将来の財政に重大な支障をもたらすことになりまので、一日も早く解決していきたいと思つております。幸い、先般基地区域特別委員会のお骨折りによりまして、アサノポールの跡地についてはおかげさまでもちまして進展の兆しが見えてまいつております。

それから、もう一つの第八小学校の件につきましても、できるだけ早くその措置を早うしたいと思つております。

児童数の推計等につきましては、教育委員会から答弁をいたさせていただきます。お聞き取りをいただきたいと思つてお答えいたします。

基金につきましては現在十の基金がございますが、基金の管理、運用につきましては、現在法令や条例の許す範囲内において運用されておりますが、今後できる限り有利な運用を図るべく研究をさせていただきたいと思つております。

下水道事業と繰出金でございます。

御指摘のように、下水道事業は多額の資金が必要であります。一般会計からの繰出金も年々増加しており、一般会計を圧迫している現状でございます。

下水道の財政の健全化を図る一つには、適正な受益者負担として使用料の値上げがございしますが、これは貴井議員さんからも再三質問をされ、御心配をいただいております。現在の使用料は、下水道使用料の算定基礎である財政期間を、昭和五十三年から五十六年と定めておりましたが、東京都の流域下水道維持管理負担金の単価改定が五十七年から予定されております。

す。このことなどから昭和五十七年度からの使用料の値上げは必要であり、やむを得ないと思っております。また値上げ率でございすけれども、近隣市町との状況を見ながら下水道財政を考慮いたし、使用料の値上げを考へていきたいと思っております。また使用料の値上げにつきましては、議員各位の御審議を賜りますよう、よろしく願ひいたします。

それから、くみ取り手数料の有料化につきましては、関係課との調整入議をいたし、その結果、福生市主区域の使用開始が実施されてから、時期を見て有料化の方向で検討を進めたいと思へております。

細部につきましては、担当から御説明を申し上げます。

横田基地の使用料でございす。前回の議会において横田基地だけの関係で条例改正がでなければと申し上げた件につきましては、説明が足りませんので、ここに申しわけございません。これは使用料の値上げを基地分だけ分けて実施することは好ましくないと意味でございすので、よろしく願ひいたします。

また、基地の使用料でございす。今後の料金改定の中に基地の排水量等を十分考慮して改定し、下水道財政の健全化を努めたいと思っております。

次に、三番の契約関係でございす。

物品等の購入につきましては十万円というふうなことの件につきましては、部長から詳しく説明をいたさせます。

臨時職員の雇用関係につきましては御容弁申し上げます。

この問題につきましては、民間はもとより官公庁におきましても各種の雇用契約を取り交わし、行政の効率的な運用がなされておりますことは御案内のとおりでございす。御指摘のとおり、市におきましても時期的にお願いする場合等、

職種により継続的な雇用関係を結んでいる場合もあります。雇用に関する根拠法令といたしましては、地方公務員法、地方自治法、労働基準法等でございす。市で雇用いたします職種が異なっており、非常にむずかしい問題を含んでおります。これらに対応するために時間をちようたいをさせていたゞ、問題発生が起らないようちにか合検討し、結論づけてまいりたいと思へております。

四番目の旧婦人生活館についてでございす。

本件につきましては一応の決着を見ておりますが、詳細については助役から答

并をいたすです。

五番の仮称第八小学校関係について、本件につきましても大変に御心配をおかけしてあるわけでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、できるだけ早い期間に措置を考へてあるわけでございますが、教育委員会等で検討されておりますので、教育委員会の方にご答弁をいたすです。

次に六番目でござります。

年々増大する市民要望にこたえていくためには、まず財政基盤の安定が必要でございます。御承知のように当市は自主財源に乏しく、依存財源に頼らなければならぬ実情でございますので、これからも国や都に対し補助金等の確保に積極的に努力してまいりたいと思っておりますが、昨今の国や都の財政状況では、以前のような大きな期待ができないのではないかと感じております。このような状況の中で、市民会館を初めとする諸施設の設備とともに、その維持管理費も増大してまいりますので、その施設の利用者に一定の負担をお願いしたいと考えております。そこで財政問題検討委員会を組織し、受益負担入金の見直しをうけております。できれば明年度の当初予算

に計上させていただくことを目的にするよう作業を進めておりますので、よろしく願います。

次に農業委員会会の定数でございますが、前回のときの条例その他という意味でございますが、御指摘をいただきましたことで、大変に御心配をかけて申しわけないと思っておりますけれども、その他というのを、そのときちょっと出なかったもので、条例それから農業委員会等に関する法律とのことでござりますので、申しわけございませんが、それが合ふとあるというふうに、ひとつお願いしたいと思っております。

農業委員会会の定数でございますが、前回の定例会におきまして答弁申し上げたとおり、過去にいろいろ経緯等もござります。関係者の御意見を拝聴し検討を進めてまいりたいと思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

補助入金の取り扱ひでございますけれども、御指摘の西多摩勤労者福祉協議会に対する補助金でございますが、昭和五十五年度分については従来より五万円減額し、十五万円支出をいたしました。

なお詳細については担当より説明を申し上げます。

下水道工事個人負担工事費については、

下水道工事個人負担金につきましては、標準価格を定めた工事店を指導しておりますが、詳細については担当より御説明をいたさせていただきます。

次に西口再開発事業について申し上げます。

本件については貫井議員さん初め大ぜいの議員さん大変御心配をいただいております。感謝に絶えないところでございます。

御質問の現状と今後の見通しについてでございますけれども、商工会のお骨折りをお願いし、五十五年度における大きな事業といたしまして、地元協議会が実施した関係者の町づくりに関するアンケート調査、いわゆる意識意向調査ですが、七十二%というこの種のアンケート調査では非常に高い回収率によってその調査結果がまとまりました。非常にこの関心が高く、また厳しい情勢把握を個々でつれていっているようです。この中身につきましては建設委員会に報告し、お許しをいただければ今会期最終日の全員協議会において全議員の皆様にも御報告いたしたいと考えております。したがいまして、地元関係者にもこれ

から報告会を開催し、説明していくこととなります。

一方、このようなときに、御指摘のようには、一部で建物の建てかえ工事が始まるという現実もあり、これには見合わせたいべくよう申し入れたところでございますが、

先方の事情もあり、加えて都市計画道路以外、法的な網をかぶせていない以上、規制もできない状態でございます。しかし、先へいつて再開発事業が実施できる運びとなった段階で、よく話し合っていく必要があると考えております。

次に今後の見通しについてでございますけれども、先ほど申し上げたように、前年度地元が予定したもののうちおこなわれているものの実施と、五十六年度における市費によつての調査委託を進めてまいります。なお、これの実施に当たっては適時地元協議会、商工会とも協議をいたし、また必要に応じて建設委員会、あるいは都市計画審議会へも御相談を申し上げます。今後ともよろしくどうぞ御指導をいただきたいと思います。申し上げます。

答弁にかえらせていただきます。

○助役(吉谷徳男君) 自席で失礼でございますけれども、私から四番目の旧婦人生活会館についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、前回私の方から年度内に極力努力し解決するようになりたいと、こういうことをお答えを申し上げておたところでございますが、その後何回か交渉を持ちまして、最終的には四月にちよとずれ込んでしまいましたけれども、御指摘のとおり、こういう施設については別に行政の目的を持たないもので公費で負担と、こういうことは本当に御指摘を受けているとおりで適正でないということでございます、この前から五年間という契約で解除しますというところで再三鋭意努力はしておたわけでございますが、その期間の切れる間に何とかしなければならぬということが交渉を、あるいは相手方に打て、ええ、御協議を何回か持ちました。

その結果、関係の皆様の御了解をいただこうとして、土地の所有者であります稲荷講中、それから建物の所有者である福生市、それから主として建物を使っています牛浜の第一町会、この三者で協議を進めまして昭和五十六年四月一日をもって幾つかの解決の方法がありますが、次のような方法で解決を図ったと、そういうことでございますので、その内容をちよと申し上げますが、一番目に建物の名義については稲荷講中と、それから町会については法人格がないので登記できませんので、当面建物は取り壊しをするまでは市の名前のままにしておきまして、取り壊し

す時点におきまして抹消登記をするということとで処理したい。それから二番目といたしまして、市は土地所有者の稲荷講中からこの土地をいままでの婦人生活館用地、こういうことを用地といたしまして、建物が存続期間中は無償で使用できるようにすること。それから三つ目に、この会館は牛浜第一町会の集会所施設、そういうものとして利用することとする。それから四つ目に、会館の管理でございますが、牛浜第一町会で管理をいたしまして、社会通念上、維持管理に必要経費——電気料、上下水道料、火災保険料等、これらは町会が負担をする。それから五番目に、この会館が、要するに市から名義が変更ある場合に、市がいますと立てかえつておいた当時の九十六万円という金がございます。これは町会で負担をしていただく。それから六つ目に、管理人が現在住み込んでおりますが、これは市の職員でございますして、これは早い時期に転居をする。これは今月中にすでにそのような方法で一兩日中に転居するようになっております。

このような内容で三者で合意をいたしましたので、解決が大変おくれしましたけれども、以上で経過の報告ということとで合併にかえらせていただきます。

○教育長(森田 猛君)

それでは私の方から仮称第八小学校校関係を御説明申

し上げ、学校給食の配せん婦の關係につきましても、教育次長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

まず第一の仮称第八小学校の建設の時期等でございますが、この件につきましては、昨年十二月の貫井議員さんの質問によりまして、私の方から、現時点ではまだ第八小学校を新しく建設する時期ではないというふうに御答弁申し上げております。なおまた、本年の三月の予算特別委員会で閣議員さんからの御質問によりまして、年内までにこの数を出したというふうに御答弁申し上げておいたわけでございます。

それでは、その前に、先ほど貫井議員さんからの質問で、教育長はその用地の買収の金利がどのくらいになっておるか知っておるかということでございますが、先にそれを申し上げます。

約一億五千四百三十五万五千円に一年になると思っています。これは金利が三段階に分かれておりまして八%、八・三%、八・九%、それぞれの利率で借りておるわけでございますして、一日に直しますと約四十万円の程度の利子になるんじゃないかというふうに思っております。

それでは、いままでに教育委員会といたしまして、児童の推計をどういたしますか

れども、まず第一に、東京都の教育委員会から去年の十月二十三日に十三年後の小学校の生徒はどうなるべしというふうな発表が出たわけでございます。これによりますと、東京都全体では約四一%減るんではないかというふうな統計が出ております。そうしますと約四十一万五千人以上減るわけでございます。これが福生にはどういうふうに影響するかというふうなことで、東京都の教育委員会等にもいろいろ尋ねたわけでございますが、これは一区市町村の数字を積み重ねたものではないというふうなことで、これらの明細につきましては福生がどうなるというふうなことはわかりません。したが、児童の数は住民基本台帳、これによりまして算出いたしますと、福生の児童の数、あるはまた学区別の児童の数がわかるわけでございますが、それで私の方といたしましては非常に重要な問題でもございますので、別な資料を見つけたわけでございます。これは五十六年版で都の総務局の統計部の統計調査課、これが東京三百六十五日数字で見た東京」という中に福生市の推計人口が載っておるわけでございます。これらと比較いたしますと、これからの推定、またわれわれが考へている数字よりも相当の食い違い

があるというふうなことで、これらにつきましても課長が東京部の統計部まづい
ろいろと足を運んで聞いたわけでございます。

それとまづ、福生の電算の関係でございますけれども、これがまだ電算に
入れて二年ぐらしかたっていないので、それ以前の細かいデータが得られないという難
問もあるわけでございます。それはどういう理由かと申しますと、いわゆるわれわれ
は出産適齢人口、いわゆる妊娠可能な女子の人口を年代別に調べ上げなけれ
ばならないわけでございます。それらを全部調査いたしましたとして、学区内の児童の
数を推計したいというふうなことで、現在取り組んでおるわけでございます。

したがって、この重大なときに教育委員会は何をございしてゐるんだとおし
りの点、確かだと思ひますが、あれわれといたしましても非常に重要な事項でござ
いますので、御質問の趣旨はよくわかりますので、早急に調査をいたしまして、
これらの検討をし、教育委員会に諮り、市長の方に報告いたしたいと、この
うふうふうに考えております。

なお、仮称第八小学校の用地でございしますが、一部現在買収中であるというこ
とでございますので、その辺もお含みおろくだされば幸いです。

以上、簡単ですけれども、報告申し上げます。

○企画財政部長（生子国利君） 自席から貫井議員さんの御質問に対しまして、

二点ばかり私どもの担当の部分の関係を申し上げたいと思ひます。

まず一点の基金並びに市債についての問題でございますが、基金の管理につきま
しては、現在定期預金等におきまして措置しておりますが、問題はこれらの基金
の運用ということが問題じゃないかと思ひます。というのは、確かに先ほど教育長か
らお話がありましたとおり、八小等の用地買収が開発公社で購入されております。
その金利その他が四十万円の利子がかかる。片方、いわゆる基金で積み立ててゐるの
が、最近の金利でいくと六・二五％程度で預金をしております。そうなりますと、
その差というものが非常にあるんじゃないか、財政的全般から見ますとちよつとマイ
ナス面になりますけれども、しかし、公社そのものは市とは別途のものであるという
考え方に立つて、この運用が流用がでないというむずかしい点があります。

そこで、いま検討を加えておりますけれども、でき得れば、これを条例化して基
金から開発公社に貸しつけるという運用がでないかどうか、いま検討中でござ
います。いずれにしても、これらを措置することによってかなり全般財政のある

程度の確立ができるんじゃないかというふうに考えております。したがって、いま上部団体との折衝に入っておりますけれども、いずれこの問題が可能ならば議会にお話し申し上げまして、条例化した方がいいというふうに考えております。基金運用条例でございます。

それから二点目の財政確立の方策につきましては、先ほどの受益者負担の検討についてどんな状況に入っているかということについて申し上げますと、それにつきまして大体内容で見ますと、現在検討委員会として十七名の内部組織を持ちまして、現在まだ七回の会合を開いております。あ七回の中には、特に本年度の状況としましては、まず受益者負担の歳入面から十分検討していくというところで、各部ないし各課の現在の使用料を全部洗い直しております。まず説明を全部受けて内容が妥当であるかどうかということを検討する前に、実際に使っている使用料がどういうものであるかということを一応説明を受けました後に検討に入ろう、しかし、その中で一つ保育料の問題につきましては、これは当然保育料の専門委員会というものがあります。これは規則で決められておりますので、その方で検討もする余地があると思います。そういうよ

うな関係で、この保育料につきましては、まずほかの使用料に先行いたしまして、審議いたし、去る六月二日に検討委員会としては市長に対して第一回答申を行っております。したがって、それにはやはり五十一年に保育料を上げたままで行うべきでありますので、当然この国会の論議、あるいは受益者負担の立場から保育料の改定は必要であるというふうな内容的な資料を提出しながら一応は答申はしております。そのような状況で逐次使用料、手数料については洗い直しをしていこうというふうに考えております。

それから先ほどの道路占用料、これにつきましては、これも説明に入りましたんですが、まだ他市等の関係、あるいはそういった使用料の根本的な考え方、そういうものの説明を受ける資料を提示するようになっていることで、現在担当課におきまして資料の集約をしております。したがって、この目的としては、道路占用料につきましては明年五十七年度から徴収をするという前提に立って進むべきじゃないかというふうな考え方で努力しておりますけれども、いずれにしてもそれを目途に進めております。したがって、現在の使用料は審議中でございますので、御了解いたさると思います。

以上、私の方の關係の説明にかえつていただきます。よろしく願ひいたします。

○建設部長（内田和雄君）

自席から失礼いたしまして、市長の答弁の補足をさせていただきます。

いま下水道關係につきまして市長から御答弁申し上げました。その中で、企業努力というような問題がまだ残されていると思ひます。現在、御承知のように昭和六十年を目途にいま宮の布設を実施しようと思ひます。どうしますと、今後の一番かかります経費といふことは、職員の問題になろうかと思ひます。いま工事を進めているところでございますので、職員が非常に少なくなっているわけですが、これがもし布設が終りますと工事關係の職員は減つてきますので、その辺にござりますと経費がかなり節減と申ししようか、少なくなつてくるんじゃないかと思ひております。

また、今後の経費の節減でございますが、やはり、いまいる職員で普及を図り、多くの方に利用していただくことが第一だと思ひますので、がんばつて仕事をしておまいりたいと思ひております。

それからあと工事費の關係で、個人の方が非常に差があるんじゃないかというふうな御質問でございますが、指定店に私どもも——私、十月にこちらから建設部の方に参りましたので三回打ち合わせをしております。そういう中で非常にそういう声がござりますので、ひとつ適正な価格で見積もりをするようにといふことは徹底しております。それから一般の市民の方にも問ひ合わせがあれば、できれば二カ所、三カ所の見積もりをとつてほしいというふうなことも、私どもは指導いたしております。やはり工事でございますので、私どもの方では指定しております指定店につきましては額が全部決まっております。たとえばA型トイレ、これは洋式便所ですが、これが八万三千円とか、一つの額を決めておりますので、そういう問題についてはトラブルはないんじゃないかと思ひます。ただ、それだけの家庭によつて非常に管が深かったり浅かったり、それから非常に古くなつていたりしましてどうしてもかえなけりやならないというふうな個所とか、同じ便所をつくるにも、まだそんなにいじくなくてもベンヤ張りぐらいのことで十分もつというふうな便所もありますし、いろいろあります。全体にどこが高いとか安いとかということかなかなか私どもつかめないんでございますが、一応私どもに申請書で申請しよ

すと、私どもの方に見積もりをしたものが上がります。それによつて私どもの方の価格を指定しているものは全部チェクリンおりますので、その時点では、もし間違えたということがあればチェクリンで落とさしております。非常に個々の状況が違ひますので、やはり見る方によつて多少見積もりを高くしたり、この点はたとえば排水管はのたままでいいとか、取り外した方がとか、掘つてくれとかいうとまた人夫の問題も出てきますし、そういう点での差もある人ではないかというふうに思っております。

そういうことで、今後私どもも市民に対してそういうふうな不安と申しまして、

が、持たれないように業者の方には御指導をさせていたたいと思ひます。

それからあと、私有の土地の関係で、どうしても管が通らないというふうなトラブルが起きてゐる所が何か所のあるわけです。私どもでもできるだけ中に入りまして、下水ですから公共的なものですから私どもも行きますしお話をしたりはしておりますが、中には地代の問題、この際地代を上げてほしいとか、いろいろの問題が絡んでおります。なかなかまだ解決しないものも幾つか残っておりますが、かなりのものは解決してゐるわけでございます。これから下水は公共的なものでございまして、その意味からも、もしそういうトラブルのある土地であればどんどん行つて、

強制的にはできませんけれども、市として願ひしたりしてトラブルのないように進んでやつてまいりたい。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○市民部長(井上久男君)

それでは自席から下水道事業と繰出金の中で、し尿のくみ取り手数料の有料化についての検討の結果はどうなのかというふうな御質問でございます。この問題につきましては、公共下水道の水洗化との関連で調整会議を昨年十二月より五回ばかり開きまして打ち合わせを行つております。この結果が出したので、考え方には担当の委員会に御相談を申し上げたいと考えておりますけれども、本日ここに御質問がありましたので、その内容について若干お答えしたと思ひます。

本年の五月三十一日をもつて三カ年を経過することからして、供用開始されて三年経過後の期限が来ております地域におきます扱ひ方、そういうふうなものの等々内容につきまして、企画財政部が中心となりまして建設部、市民部の職員らもつてその調整会議を回つたわけでございます。その三年経過しても改造しない旨に對する制裁的な罰則を……し尿のくみ取りを有料にさせることが次元